

2022年度（令和4年度）

福山市教育委員会会議録（第10回）

【12月21日（水）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第10回）

1 招集年月日 2022年（令和4年）12月21日（水）
午後2時00分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 5名

出席又は欠席	席番	名 前
出席	1	三好雅章
出席	2	金 仁 洙
出席	3	神原多恵
出席	4	横藤田 晋
出席	5	小丸輝子

4 会議に出席した事務局職員

管理部長	藤井紀子
管理部参与	佐藤元彦
教育総務課長	久保正敬
学事課長	亀山貴治
学びづくり課長	本宮政尚
文化振興課主幹	内田 実
人権・生涯学習課長	渡邊 哲

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	西岡雅之
教育総務課職員	岡田真奈

【開会時刻 午後2時00分】

- 三好教育長 それでは、ただいまから、2022年度（令和4年度）第10回福山市教育委員会会議を開会いたします。
- 本日の議案ですが、議第54号及び議第55号は人事案件のため、議第56号は意思決定過程の案件のため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議し、審議の順番は公開する案件の後としたいと考えますが、御異議はございませんか。
- 全教育委員 （異議なし）
- 三好教育長 御異議なしということで、これらの案件は秘密会とし、その他の案件は公開といたします。
- 初めに、日程第1 教育長の報告についてです。
- 資料の1ページをお願いします。
- 学校訪問や表彰、行事等へ参加しておりますが、コロナ感染の拡大によって、予定していた行事が延期、中止になったり、リモートになったりというような状況です。また、学校においても学級閉鎖等の対応や、子どもだけでなく教職員の陽性者とか自宅待機ということで、日々の学校運営はなかなか厳しい状況が続いています。私も本会議中、陽性になりまして、自宅待機をしていました。日々の感染対策や生活は変わらずでしたが、どこでどう感染したのかわかりませんし、いつ誰であっても感染する可能性があるのだなということを改めて実感しました。そういう意味で、コロナになって3年が来ようとしています、なかなか日々の学校運営は厳しい状況が続いているなということを、改めて実感しているところです。それだけに、今の子どもたちにできることや、不十分だとわかりながらもすぐ手立てができないこと、その中でできることをしっかり考えて取り組んでいく必要があるというふうに思っています。
- 以上です。
- 続いて、管理部長から、12月定例市議会の答弁について報告をお願いします。
- 藤井管理部長 2ページをお願いします。12月議会の一般質問に対する教育委員会の答弁について御報告します。
- 3ページです。水曜会の大田祐介議員からは、児童生徒のマスクの着用に対する本市の対応について質問がありました。
- 十分な身体的距離が確保できる場合には、着用の必要がないこと、体育の授業や運動部の活動、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒にマスクを外すよう指導することが示されていることを踏まえ、教職員が声をかけ、児童生徒が、自ら考え着脱できるよう取り組んでいる。11月末の文部科学省からの通知を受けては、会食に際し、必ず「黙食」とする必要はなく、席の配置の工夫や、適切な換気等の対策を講じた上で、給食時間に会話をすることも可能であることを、学校へ通知していると答弁しています。
- 4ページです。石口智志議員からは「自ら考え学ぶ授業」の推進に係る成果と課題などについて質問がありました。
- 「第2次福山市教育振興基本計画」では、全国学力・学習状況調査の正答率や、意識調査など、複数の指標をもって、「自ら考え学ぶ授業」の推進に係る評価・改善を行ってきた。今年度は、「話し合いで考えを深め広げている」と回答した児童生徒は79.4%で、5年前より、約11ポイント増え、「自分で課題を立て、調べ、発表している」の回答は77.

9%で、約4ポイント増えている。また、「日々の授業や子どもの姿について対話している」と回答した教職員は、90%以上で推移し、学校では、子どもはどう学ぶかという視点を持ち、教職員は何をどう教えるかを考えながら、授業を中心とした教育活動に取り組んできており、福山100NEN教育が目指す自ら考え学び、行動する子どもたちの姿が、授業や行事、地域でのボランティア活動等に現れてきている。しかし、今年度の全国学力・学習状況調査では、全国平均を下回っており、学力調査の結果として、学び方への意識や学習意欲などの非認知能力の向上が、教科学力につながっていない状況がある。一方で、子ども一人一人の興味、関心、理解するスピード等を大切にしながら、取組を進めたことで、非認知能力と教科学力がつながり、数値にも子どもたちの姿にも、変化が現れている学校が増えてきている。この成果を踏まえ、今年度から、分析データの活用、学習端末の活用、幼保小連携など、6つの分野の「パイロット校」を指定し、子どもたちが、学習意欲や知的好奇心を発揮できる場や、教師の役割等について、実践・検証・改善の過程から見えていることを試行錯誤も含めて、タイムリーに発信し、市内の各学校が、自校の状況に合わせて取り入れ、取り組むことができるよう、実践的に進めている。

アプリケーションソフトの活用状況については、現在、全ての小中学校やフリースクールで、児童生徒の実態、学習内容、目的に合わせて、ドリル教材や動画教材など多様なソフトを活用している。

自己肯定感について、学力と意識の関係を見ると、自己肯定感や挑戦する心などの非認知能力に係る項目で、肯定的回答をした児童生徒の教科に関する正答率が高くなっている。日々の授業を中心とした全ての教育活動で、児童生徒が、「分かった」「やりきった」と実感しながら取り組めるよう、「子ども主体の学び」を進めていく。

次に、いじめ問題について、学校では、差別やいじめがあってはならないことについて指導するとともに、児童生徒は、「なぜ、差別や偏見が生まれるのか」「自分たちはどう行動すべきか」等について考えてきた。昨年、9月にいじめによる自殺事案が報道された際には、臨時校長会を開き、全学校で、いじめや命の大切さについて児童生徒が考え、話し合う時間を持つよう指示した。引き続き「放置されているいじめが潜在していないか」という視点を持ち、取り組んでいく。いじめ予防については、アンケート調査、調査を踏まえた全児童生徒への面談、体育大会や修学旅行など、誰もが安心して参加できる学校行事の計画・実施、学校のきまりの見直しなどに取り組む中で、一人一人の違いを大切にする態度を育てていると答弁しています。

6ページです。喜田紘平議員からは、中学校の英語教育における5ラウンドシステムについて質問がありました。

導入した経緯、目的について、これまで英語の授業は、単語や文法を覚える、和訳・英訳するなどの学習活動を中心に行ってきたが、県の学力調査では、「聞くこと」「読むこと」の領域において、過去10年以上、県平均を下回っており、概要や要点を聞き取る力、話の流れを読み取る力などに課題があった。そこで、まずは何度も英語を聞いて、繰り返し表現に触れることで、言葉を獲得していく5ラウンドシステムを5校のモデル校で導入し、子どもたちが学ぶ様子を見ながら、3年かけて、市内全中学校に広げていった。

学習塾、生徒、保護者等からの単語や文法の定着を懸念する声について、学習塾からの意見は把握していない。生徒からは、日常的な話題について、少しずつ話すことができるようになった、繰り返し教科書を音読することで、頭の中に表現が残ってくる。保護者からは、高校入試に対応できる英語力が付くのか不安などの声を聞いている。

次に、英語教員の受け止めや見解について、初めて実践する教員は、聞く力は伸びているが、読んだり、書いたりする力が付くのか不安。単語の綴りミスが多い。一方、導入当初から実践している教員は、たくさんの英語を聞くことが、話す、読む、書く力につながる事が分かった、話したことを文字にし、書き続けていくと、自ら表現したことの間違いに気付くようになったと、手応えを感じている。

学習効果について、2021年度（令和3年度）に実施した「学力の伸びを把握する調査」において、5ラウンドシステムの授業を受けてきた3年生の平均正答率は、同システムの授業を受けていない3年生と比較し、3.8ポイント、特に、「聞くこと」の領域は6.3ポイント高い結果であった。また、今年度、県の研究推進校9校が実施した生徒質問紙調査によると、85.6%の生徒が「英語の授業がよく分かる」と回答している。引き続き、自分の考えや気持ちを表現できる生徒の育成に取り組んでいくと答弁しています。

8ページです。木村素子議員からは、市立福山中・高等学校の教育方針について質問がありました。

グローバル教育の実施内容と成果について、福山中・高等学校では、国際社会、地域社会で活躍する人材を育てるため、グローバル教育に取り組んでいる。中学校では、「コミュニケーション科」の授業で英語、国語の両面から表現・議論の仕方を学び、海外姉妹校の韓国浦項市の中学校とのホームステイによる交流などを通して、異国と自国の生活や文化に対する理解を深めている。高等学校では、1年生は、市内企業と連携して地域や国際的な課題を解決するグローバル人材育成事業に取り組み、今年度は、SDGsに積極的に取り組む13社・団体を訪問し、探究的に学習した。高校2年生は、福山市立大学の教員や大学生からまちづくりの考え方やスキルを学び、今後のまちづくりについて提案する高大連携事業に取り組んでいる。高校生の中には、各国の国連大使になり切り、地球規模の問題を英語でディスカッションし、課題解決に取り組む模擬国連に参加する生徒や、海外のボランティア活動に参加する生徒もいる。グローバル教育により、語学習得のみならず、地球的視野で主体的に行動できる力が育まれてきていると捉えている。

次に、グローバル教育の今後の展望について、今後も、地元企業や大学などの協力をいただく中で、創造的・探究的な教育活動の充実により身につけた力をより確かなものとする機会として海外交流先の開拓を進めており、「留学も市立」をキャッチフレーズに在学中に2回は海外交流できるよう取り組んでいく。

次に、寄宿舎の募集内容と運営について、募集は、住居が遠方で通学が困難な生徒や仲間との共同生活を希望する生徒を対象とし、定員は32人、各学年10人程度を見込んでいる。食事は、栄養バランスの取れた献立で朝・夕2食提供し、定期的にアンケートを実施しながら、満足度の向上に努めていく。

次に、今後の環境整備について、今年度は、屋内練習場の建設や、グラウンドの拡張工事を行い、部活動の練習環境を整えることとしており、今後も、校舎改修やグラウンド整備など、生徒が夢の実現に向けて邁進できるよう、教育環境の充実に努めていくと答弁しています。

10ページです。公明党の皿谷久美子議員からは、公立小中学校の看護介助員について質問がありました。

教育委員会では、2013年度（平成25年度）から、保護者、医療関係者等と連携し、医療的ケア児が地元の小学校に通学できる環境を整え、2015年度（平成27年度）からは、看護師資格のある人を「看護介助員」として医療的ケア児が通う学校に配置している。看護介助員が休む場

合は、教育委員会が作成している医療的ケアガイドラインに基づき、保護者に協力を得ることとしている。保護者の協力が得られず、医療的ケア児が通学できなくなることは課題であると捉えており、今後も保健、医療、福祉、教育等の関係者で構成する「福山市慢性疾病児童等地域支援協議会」の意見も聞きながら、こうした課題への対応について検討していくと答弁しています。

11ページです。野村志津江議員からは、公立高等学校の入学者選抜制度の変更の背景と内容について質問がありました。

公立高等学校の入学者選抜制度変更の背景と内容についてです。

県教育委員会は、変更の背景を、平成26年度から全国に先駆けて「学びの変革」を掲げ、生徒自ら課題を発見し、解決する「主体的な学び」に取り組んでいること、文部科学省から、高等学校の教育目標実現に向けた入学者選抜の質的改善を図る必要があることが通知されたことであると、制度の改善は、中学生の主体的な学校選択の一層の推進、中学校及び高等学校教育の充実のためである。

主な変更内容は、高等学校の教育目標、育てたい生徒像、受け入れ方針及び選抜の実施内容の事前公表、調査書の簡素化、入学者選抜に係る期間の短縮、「自己表現」の実施の4点であり、「自己表現」は、生徒が、自分自身の得意なことやこれまで取り組んできたこと、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する。評価は、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」である、自己を認識する力、自分の人生を選択する力、表現する力の視点で行われる。

県教育委員会は、これらの力を育む場面として、生徒の「主体的な学び」を促す授業改善に組織的に取り組む、各教科等の特質に応じた言語活動を充実させ、表現の力を計画的に育成するなどを示している。本市の中学校においては、「子ども主体の学びづくり」に向けた、授業研究を中心とした市内一斉研修、キャリア教育の一環として、職業観や勤労観を育む職場体験や企業・進路に係る探究的な学習などに取り組み、日々の教育活動の中で、生徒に身に付けてもらいたい力を育てていると答弁しています。

12ページです。誠友会の田口裕司議員からは、小中一貫教育について質問がありました。

福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子どもを育てることを目的に、小中一貫教育に取り組んでおり、各中学校区においては、義務教育9年間で育成する21世紀型スキル&倫理観を明確にし、各教科等や学年の内容を関連させた教育課程を編成・実施している。また、授業研究や学力調査の結果分析等、校区の課題改善に向けた合同研修を行っている。こうした取組を継続し、積み上げてきたことで、学習内容のつながりを考えながら、授業改善している教員・学校が増えている。義務教育学校である鞆の浦学園、想青学園では、小中一貫教育をより効果的に実施するため、今年度、コミュニティ・スクールを導入し、学校、家庭、地域がさらに連携・協働して、特色ある教育活動を進めている。他の中学校区においても、小中9年間を見通し、地域資源を活用した教育活動を展開しており、さらに、市民の皆様と一丸となって子どもたちを育てる体制を整えていくため、2026年度（令和8年度）までに、全ての中学校区へコミュニティ・スクールを導入していく。県教育委員会は、義務教育の終わりに身に付けてほしい力を「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」とし、乳幼児期から意図的・計画的に育ていくことを示した。今年度、本市では、これまでの取組を踏まえ、就学前教育と小学校教育の連携・接続の充実に向けて幼保小連携校区を編成した。取組を進める中で、中学校も加わり、幼保小中連携に発展させている

校区も出てきている。今後も、就学前教育及び義務教育9年間を通して、子どもたちの学びをより確かなものにしていくよう、取り組んでいく。

次に、西部地区における連携について、義務教育9年間で、知・徳・体のバランスのとれた子どもを育てるために、校長が中心となり、西部地区小中一貫教育推進協議会を立ち上げた。「確かな学力を身に付け、自ら進路を切り拓く子ども」「自己肯定感が高く、社会に貢献できる子ども」の育成をめざし、教職員が、教科・生徒指導等、11部会に分かれ、研修・実践を進めている。西部地区の取組も参考にしながら、各中学校区の実情に応じて、小中一貫教育の取組が進むよう支援していくと答弁しています。

14ページです。市民連合の池上文夫議員からは、高校生、大学生などの通学費の補助制度について質問がありました。

保護者の経済的負担の軽減や、公共交通の利用促進を図ることを目的に、高校生等の通学費の補助を行っている中核市は、62市のうち3市である。生徒が、経済的負担を理由に希望する進学先を諦めることがないようにしていくことは重要と考え、通学費の補助制度については、他都市の状況なども踏まえる中で、教育、福祉、公共交通などの観点から関係部署が連携し、多面的に議論していくと答弁しています。

15ページです。日本共産党の河村晃子議員からは、学校給食の無償化と包括的性教育について質問がありました。

給食費の保護者負担に対する見解、本市の取組について、本市では、前回の消費税率改定に際しても、給食費を据え置くなど、8年にわたり保護者の負担が増えないよう、配慮している。給食費は、学校給食法において、「給食のための基本的な費用は、学校の設置者が負担し、食材費等の費用は、保護者が負担すること」となっていることから、無償化は考えていない。

次に、市立学校における相談体制について、性や妊娠に関する内容など多様な相談に応じられるよう、複数の教職員で構成する「教育相談窓口」を設置し、児童生徒が相談しやすい人や場所を選べるようにしている。子どもたちには、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性教育を行っているが、妊娠の経過は学習しない。各学校は、性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、「生命の安全教育」を教育課程に位置づけ、取り組んでいる。「はどめ規定」の撤廃を国に求めることや包括的性教育における福山市独自のガイドラインの作成は考えていないと答弁しています。

16ページです。石岡久彌議員からは、全国学力テストなどについて質問がありました。

教育委員会点検・評価報告書について、「子ども主体の学び」は、生涯にわたって学び続ける力を育み、教科学力にもつながる。学識経験者からの意見は、これらの取組と指標が一体になる必要性を示されたものと受け止めている。これらを踏まえ、第三次福山市教育振興基本計画では、「個の実態に応じた学習内容の定着、個々の伸び、学ぶ過程」に着目した指標に変更したと答弁しています。

以上です。

三好教育長

続いて、事務局からの報告をお願いします。

亀山学事課長

17ページをお願いします。

広瀬学園小学校・広瀬学園中学校及び常石ともに学園への入学・転入学に係る申請状況について報告させていただきます。

まず、福山市立広瀬学園小学校及び福山市立広瀬学園中学校についてです。申請期間は11月1日（火）から11日（金）まで、対象児童生徒に

については、福山市内在住の者で、次のいずれかに該当する者。大きな集団での生活・学習が難しい者、在籍校での登校が難しい者、児童養護施設「福山ルンビニ園」に在籍している者、広瀬学園の教育環境を希望している者です。次に申請状況についてです。表の中ほど、小学校の計の欄の募集人数、29人の募集人数に対して申請者数は7人でした。次に中学校、一番下段になります。募集人数が10人に対して10人の申請者数がありました。抽選につきましては、中学校新1年生のみ抽選を実施しております。オープンスクールについては、開催日が10月20日（土）、参加人数は延べ51人でした。

次に、福山市立常石ともに学園についてです。申請期間は11月1日（火）から11日（金）まで。対象児童は、保護者の送迎等により通学できる者、市外在住者も含めます。次に申請状況についてです。表の下段になります。募集人数が71人に対して、申請者数は68人でした。なお、抽選につきましては、新1年生のみ抽選を実施しております。オープンスクールについては、10月26日（水）から10月29日（土）、10月31日（月）に実施しております。参加人数は延べ146人でした。以上です。

内田文化振興
課主幹

資料の19ページをお願いします。

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について、御説明いたします。

福山市鞆町伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物候補建物の所有者から、新たに伝統的建造物特定に関する同意書が提出されたため、福山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、本年12月6日に教育長の専決事項として保存計画の変更を行ったものです。次に変更の概要についてです。資料には、保存計画の中の保存計画番号、種別、員数、所在地を表示している、別表1 伝統的建造物一覧の変更部分の抜粋を掲載しております。この度、この別表1に保存計画番号17、42-2番の建築物を追加いたしました。また昨年度伝統的建造物に特定した保存計画番号42について、同一敷地内において今回新たに保存計画番号42-2を追加したため、保存計画番号42-1に変更しています。そして、保存計画の付図2 伝統的建造物の位置に当該建物を追加しました。20ページにその位置をお示ししています。図の右の方ですが、網掛け部分17と42-1、42-2を示しております。説明は以上です。

三好教育長

報告について、御意見、御質問はありませんか。

金委員

中学校の英語教育における5ラウンドシステムについてですが、教材は、ネイティブの人のCDなどや、ALTをどのように活用しているのでしょうか。最近はALTのことが全く出てこないのですが、どのようになっているのでしょうか。

本宮学びづく
り課長

5ラウンドシステムにつきましては、教科書を一番の教材として使用しています。今年度、文部科学省が行うデジタル教科書実証事業で、すべての学校に英語がデジタル教科書で配布されています。デジタル教科書を使えば音声流れますので、リスニング等の場面で活用しているところです。また、ALTも引き続き各学校に入り、担任と連携しながら授業を行っています。対面しながら、子どもたちと英語で会話を行っています。

三好教育長

他にいかがですか。

横藤田委員 3 ページのコロナのところですけど、ここに「席の配置の工夫や、適切な換気等の対策を講じた上で」とありますが、適切な換気等というのは、具体的に、例えば何分に1回といったものがあるのでしょうか。

本宮学びづくり課長 今、手元に管理衛生マニュアルがないのですが、30分に1度の換気が目安としてマニュアルに示されていたと思います。後ほど確認して、またお伝えします。

横藤田委員 それでは、マニュアルがあって、それが各校に配られていて、それが基準になっているということですか。

本宮学びづくり課長 学校の基本的な感染対策については、文科省からマニュアルが配布されており、この数年間、そのマニュアルに基づいて感染防止対策を行っています。

神原委員 18ページの常石とともに学園について、1年生が募集人数30人に対して申請者数が49人で抽選を行ったということで、19人くらいが抽選で落選してしまったのかと思いますが、抽選方法はどのような方法をとっているのでしょうか。

亀山学事課長 常石とともに学園の抽選については、抽選の優先順位というものが3段階あります。まず、福山市内に在住している児童。次に、新1年生なので4月に福山市に居住していることがはっきりと証明できるものがある家庭。最後に、まだその証明が抽選時点で出せないというところで優先順位をつけています。第1段階、第2段階、第3段階の中で、市の職員が番号をふってランダムに抽選して当選するかどうかという形で抽選を行っています。

神原委員 確認ですが、新2年生から新6年生までにお兄ちゃんお姉ちゃんがいる人は、兄弟がいるということで、抽選ではなく自動的に通えるという扱いですか。

亀山学事課長 兄弟がいる場合でも、抽選になった場合は、それぞれ行うようになります。

神原委員 常石とともに学園は注目されて、抽選が続いていくことは良いことだと思いますが、その分、そのあたりは見えにくいところなので公平に、不平等な結果にならないようにしていただきたいなと思いました。

金委員 抽選方法の案内というのは、もともと出しているのですか。

亀山学事課長 募集要項に抽選についても書いてあります。まず、申請できる条件のひとつとして、説明会に参加ということがあります。その説明会で、抽選の具体的な方法であるとか、その中身について説明をして、それをしっかり分かった上で申請するというやり方を行っているところです。
すみません、併せて、先ほど兄弟関係の質問がありましたが、回答が間違えていました。兄弟がいる場合は優先的に入れるということでした。

三好教育長 もう少し説明していただけますか。段階を設けているというのは、福山市内に在住の人は自動的に決まるということですか。4月1日でというと

	<p>ころと、その時点でまだ居住を証明できないという3つに分けるといふのは分かりましたが、抽選との関係はどうなっていますか。</p>
亀山学事課長	<p>例えば1年生の場合、49人の申請がありました。30人募集しているので、30人が全て福山市内に在住の児童だとします。その30人は当選となります。その次に、次年度は福山市に在住するという証明が出ている家庭については、欠員が出たときに、そこに入れる優先順位の補欠番号が抽選されて、3段階目で次年度在住の証明ができないグループの優先順位を決めていくということになります。</p>
金委員	<p>それだと不公平な感じがしますね。近隣の常石の学区の子が優先になるというのはいいのですが、常石ともに学園は広く全国から来てくれることも視野に入れて、カッコ内の15人の中で、例えば13人が4月1日から福山市に在住するというのが抽選時点で確定している場合に、合わせて抽選しないとおかしいのではないかと思いますか。地域性を優先するということですかね。</p>
亀山学事課長	<p>すみません、私の説明が間違っていました。3段階と申しましたが、正確には2段階になります。次年度から福山市に住むことを証明できる人と福山市在住の人は一緒に抽選を行います。</p>
金委員	<p>そうですね。そうしないとおかしいですね。市外の人ほどのあたりが多いですか。尾道の方が多いですかね。</p>
亀山学事課長	<p>市外のうち県内が11名。そのうち、近いところからは尾道市、三原市、世羅のあたりになります。遠くからは広島市の方も数名います。県外になりますと、中国地方が4名、その他の県が10名。これは1年生から6年生まで合わせた数字になります。</p>
金委員	<p>毎年、このように申請が40人を超えた場合に、学級が30人を超えることはできないということですかね。学級の増加とかということは、将来的にはどうなのでしょう。しばらくは、この30名で行くということですかね。もっとたくさんの応募があった場合にはどうするのですか。定員は変えられないものなのですか。</p>
三好教育長	<p>今行っている教育活動や教室の広さとかから考えると、もう少し減らしたくらいなのですが、もし、どんどん増えていくなったら、学級を増やしてもう1クラス増やすということは考える余地があるのかなと思います。まだそういうことを検討しているということではないですが、30人を35人にするといったことは難しいかなと。</p>
金委員	<p>例えば、この49人が60人くらいになった場合に、半分が抽選で入れなかったということで30人のままいくのか、それとも学級の増加などを検討するのかなということをおもいましたけれども。</p>
三好教育長	<p>どこまでいっても完成形というのではないと思いますが、今、学びを変えようとそれぞれの環境や状況の中で、そういう授業を一緒に作っていける教員が増えていくということが必要だと思います。あとは、どんどん認知され評価されていく中で、学びたいという子どもたちが増えていく中で、教室の増設をどうするのかということ、今中身を作っている状況と、認知・評価と、そこに関わる教職員の市全体としての取組が理解され</p>

て進んでいくということ、いくつかの必要な条件があると思います。ただ、教室を作ればできるということではないと思います。教室を作るということも、今の状況ですぐにというのはなかなか難しいかなど。そういう検討が必要になってくるような状況というのは、とても良いと言いますか、そういうことを検討できるような状況や中身にしていきたいですね。

横藤田委員

同じく常石とともに学園についてなんですが、オープンスクールについて、去年はコロナでオープンスクールもできない状況だったと思います。今、入学している子どもたちは、オープンスクールを経験せず入って、少し後ろ向きなことも聞きますけども、ちょっと思っていたのと違ったとか、もう退校されたということがあるのでしょうか。

亀山学事課長

今年度につきましては、内容が違ったであるとか、そういったことで転校したということは聞いておりません。

横藤田委員

やっぱり普通の学校ではないので、オープンスクールというのは非常に大事だと思います。その募集要項や募集資格者の中に、オープンスクールに参加することというのは、今は入っているのでしょうか。

藤井管理部長

去年はコロナの関係でオープンスクールが出来なかったのですが、校長先生が、学校の様子を伝えることができるよう様々な場面の動画で作ってくださって、動画視聴という形で活動内容をお伝えし、イエナプラン教育を理解した上で申込みをしていただいていると思います。昨年や一昨年と同様に今年度も、保護者が、期待していた自分の子どもに合う教育と少し違ったとか、そういうことにならないように、オープンスクールに参加してくださいということで、募集要項には書かせていただいていますし、これからもそうしていきたいと思います。

横藤田委員

必要条件ではなくてあくまでも説明ですか。

藤井管理部長

基本的には、やむを得ず参加できない場合以外は、オープンスクールに来ていただくようにしています。

横藤田委員

支援が必要な子どもたちが通うような学校のように、違う受け止められた方をされてはいけないなと思いました。本質を理解いただいて来ていただきたいということですね。

藤井管理部長

特別支援教育、インクルーシブ教育を期待して希望される保護者もおられます。特別支援といってもひとくくりにできるものではなく、自分の子どもにとってどうかということで判断してほしいと、今回オープンスクールに参加された保護者ともお話しました。学校の方からも、そうした部分で食い違いがないように、校長先生から説明がありました。

金委員

広瀬学園について、中学校の新1年生募集7人に対して9人申請があったので、抽選をして2人は受入れができないとした結果が書かれていますね。2年生は5人に対して0人、3年生は0人に対して1人だったが申請を受け付けた。このあたりの微妙な数ですね。広瀬学園で学びたいという申請に対して、7人と9人というところで、今回のように厳格に抽選する必要があるのかなと思いました。全体としては定員を割っているわけですが、どうですか。

亀山学事課長	委員がおっしゃられたように、全員を受け入れていきたいというところもあります。ハード的な問題になりますが、例えば、中学校が9名全て受け入れた場合、計19名になります。広瀬学園の教室が、通常教室の半分の広さになっているので、単純計算で、20人を切っていても40人学級相当ということになります。こうした教室の大きさもありまして、なかなか人数を増やすことができないところがあります。
金委員	募集は、通常学級と支援学級とを合わせた数ですか。
亀山学事課長	はい、合わせた数になっています。
横藤田委員	広瀬学園を希望する子どもはそれなりの事情が背景にあると思います。教室の面積のことは理解しますが、2人とも受け入れられなかったか。結局、抽選で1人だけでしたが。
藤井管理部長	募集人数7人に対して9人申請なので補欠が2人になりますが、実際は、募集した後に1人転校してきた児童がいたので、補欠が3人になります。私達も、できるだけ広瀬学園を希望する子どもたちを受け入れたいということで話をしました。定員は15人としていますが、考え方としては、概ねと思っています。例えば1人であれば、抽選せずに受け入れることも考えるのですが、今回は3人になりました。そもそも、大きな集団が難しい子どもが、少数の環境を希望しているということや、教室が20人規模の学校であるということも考慮しながら、今回は、3人を補欠という扱いにさせていただきました。
神原委員	事情はわかりました。結局、3人は希望したが入れなかったという状況ですよね。その子どもたちへの対応は何かしていますか。
亀山学事課長	申請の時に、抽選を行う場合もあるということの説明をしています。もし入れなかった場合はどうしますかという話もして、例えば、広瀬学園には行けなかったが、近くのこの学校であれば行けるだろうといった、指定学校変更の話などもさせていただいています。
三好教育長	他にいかがですか。
本宮学びづくり課長	先ほど、コロナの換気の日安時間の質問をいただきましたが、マニュアルには、気候上、常時窓の開放が困難な場合は、30分に1回、数分間程度、換気を行うようになっております。また、休憩時間においても、しっかり換気を行うようになっております。換気以外にも、手洗いのことや正しいマスクの着け方、三密の回避などが示されています。
小丸委員	マスクの着脱について、各学校に通知しているところだと思いますが、登下校はどうするのかとか、具体的にはっきりと決めてあげないと、3年間ずっとマスクをしてきた子どもたちからすると、マスクを取るということは勇気がいることだと思います。学校で貼り紙をしたり、先生が声掛けをしたりしていかないと難しいことだと思います。
本宮学びづくり課長	委員のおっしゃるとおり、マスクの着脱について通知し、外してよい場面と着けておく場面について、改めて子どもたちに伝えているところです。特に、夏は、熱中症の心配もありますので、外してよい場面ではきち

んと外そうということ、学校でも声掛けをしています。直近では、感染者数が増えてきていますので、保護者が心配されて、マスクを着けなさいという場合もありますし、子どもたちが外したくないという思いを持っている状況もあります。引き続き、学校から着脱についての具体を示し、一人一人の状況を見ながら、マスクの着脱について指導していきたいと思えます。

神原委員

今の子は、マスクを外して顔を出すことが恥ずかしいこと、いけないことだと思っていますね。特に、小学校低学年以下の子は、物心ついてから人生の半分以上がマスクをしているので、みんなマスクをするものという世界しか知らない状況です。大人は、今が異常だとわかっていますが、今の子にはマスクが普通だと思います。家に帰ったら「誰々がマスクを外していたけどどう思う」と言ってくるくらい、子どもにとっては、マスクを取るということがいけないことのように。最近、10月に運動会に行きましたが、何かをするたびに、マスクを外しましょうというアナウンスがあります。今はマスクをする方が基本となっているので、小丸委員が言われたように、先生から積極的に、今は外してもいいんだよということを書いていかないと、子どもの概念や当たり前は変わらないのではないかと思います。確かに、今は、コロナの感染者数が増えているので、落ち着いてきたら、そうした配慮をしていただきたいなと思えました。

本宮学びづくり課長

先生が範を示すということで、取り組んでまいります。マスクの着脱につきましても、保護者の方にもお願いをさせてもらっているところです。学校と保護者、地域と協力しながら今後の状況を見て取り組んでまいります。

三好教育長

他にいかがですか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

それでは、次に、日程第2 議第48号 臨時代理の承認を求めることについて(教育機関の廃止)を議題とします。
説明をお願いします。

久保教育総務課長

1 ページをお願いします。
議第48号 臨時代理の承認を求めることについて、御説明します。
福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、22ページ以降の教育機関の廃止について、臨時に代理したので、承認を求めるものです。内容は、福山市公民館72館の全てを廃止するものです。
25ページをお願いします。
2 廃止の時期は、2023年(令和5年)4月1日です。
3 廃止の理由です。地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、公民館、交流館及びコミュニティセンター・コミュニティ館を、2023年度から交流館に統一することに伴い、公民館を廃止するものです。
説明は以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

金委員

事前に配布された資料では、交流館条例の第3条の「(3) 社会教育法の第22条に規定する事業その他の社会教育の振興に関すること」という

	<p>ことが明記されています。72の公民館を廃止するけれども、公民館がやっていた事業は継続するということですね。公民館長はなくなるわけですが、交流館長はどうするのですか。市長部局に移ってしまえば、社会教育法の中での社会教育の柱となるところを、どのようにやっていくのかなと思いました。福山市の第三次教育振興基本計画が教育大綱になっていますが、そこの中の基本目標が福山100NEN教育ですよ。それを支える4つの柱が就学前教育、学校教育、生涯学習・社会教育、文化財の保護とあります。大きな教育大綱の中の、生涯学習・社会教育を実施していくために、交流館条例で担保できるのかという思いがあります。上位の法律として社会教育法があるという形になっているのですか。そうであれば、ここでやってはいけないものとして特定の宗教活動や政治活動というのは、書き込まなくてもよいと思いますが、このあたりどうなのでしょう。</p>
渡邊人権・生涯学習課長	<p>館長という役割については、交流館長として任命するという進め方をしています。社会教育の事業については、新しい交流館条例に書いてありますように、社会教育法の第22条というのが、公民館のやるべき事業を指定しているものです。それを補完することになりますので、今まで公民館でやっていた事業については、交流館でそのまま継承していきます。</p>
金委員	<p>交流館長の任命については書いてないですよ。前の交流館条例では、交流館運営委員会を置くということで、これは全体の交流館の運営委員会ですか。それとも、交流館ごとの運営委員会ですか。</p>
渡邊人権・生涯学習課長 金委員	<p>運営委員会は、それぞれの交流館にということです。</p> <p>交流館長の任命に関しては書いていないですよ。</p>
渡邊人権・生涯学習課長	<p>交流館長の任命は、公民館については施行規則で公民館長の任命をしておりましたが、この度の改正では、まだ交流館長等について施行規則に載せておりませんが、今後、規則等の精査をする中で定めていきたいと考えています。</p>
金委員	<p>今までは、教育委員会が任命した館長の責任において、講演会や集会などを行っていますが、今後、社会教育法第22条の事業を実施するに当たって、交流館長がそのあたりの役割をリードすると考えてよろしいですか。</p>
渡邊人権・生涯学習課長	<p>交流館長という形で任命しておりますので、その職務についても、公民館の継承ということでやっていきたいと考えております。</p>
金委員	<p>交流館に統一するということの、もともとの発端は何ですか。</p>
渡邊人権・生涯学習課長	<p>事前に配付した資料のうち、交流館への移行と書いてある資料を御覧ください。そちらの目的に書いてありますように、現在、地域交流施設等再整備基本方針に基づき、地域住民の活動を支える身近なまちづくりの拠点として、公民館、コミュニティセンター、ふれあいプラザ等を集約・複合化した交流館を順次整備しています。さらに、整備にあたっては、施設の老朽化や地域の状況などを考慮の上、整備をしていますが、完了までには相当の期間を要する見込みでおります。この間、地域には、交流館、公民館、コミュニティセンターが存在することになり、分かりにくいというこ</p>

	とがあります。さらに、持続可能な地域コミュニティを形成するに当たり、地域住民が集い・つながり・主体的に課題解決に取り組むまちづくりの拠点として交流館の位置づけを明確にすることを目的としています。
神原委員	交流館という施設だけが残って、福山市内には公民館という施設がなくなるということですか。
渡邊人権・生涯学習課長	はい。交流館というものに全て統一していきたいと考えています。
神原委員	社会教育法に、市町は公民館を設置するという条文がありますよね。その条文との兼ね合いで、交流館に統一することは、法と矛盾するということはないですか。
渡邊人権・生涯学習課長	交流館も公民館と同様の機能を持ちますので、公民館がなくなるという表現ではなくて、機能を継承した施設として交流館を置くということになります。
金委員	<p>今ある72の公民館は交流館に名称を変更して、今7つある交流館はそのままの名称とするということですよ。コミュニティセンターも交流館に名称を変更して、全部で93箇所の交流館ができると解釈したらいいわけですね。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の23条に、職務権限の特例として、地方公共団体の長が、教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し執行することができることとされています。スポーツに関すること、これは学校体育だけを残して競技スポーツが外れましたよね。文化に関することは、文化財の保護を除いたものが外れています。図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち、条例で定めるものは、市長が管理して執行することができるということで、数年前に法律が変わっているのです。この規定があるから、市長部局でやっているのですか。</p>
久保教育総務課長	社会教育については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の21条の中で、教育委員会の職務権限ということで定められていますが、福山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則がありまして、第2条の中で、社会教育に関する企画及び総合調整に関することについては、市民局へ補助執行させるということが規定されています。したがって、市長部局の方で補助執行をしてもらっているという扱いになります。
金委員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の23条では、1項として、図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものとあって、2項と3項がスポーツと文化に関すること、4が文化財の保護に関することとあります。4を除いて、1から3までは市長部局に持っていけるということが出ています。この法律上ではそうなのでしょうが、社会教育法にある社会教育としての事業は、今回の交流館条例の第3条(3)で書いているから、引き続き同様のことができるということだと思います。ただ、交流館の名称の統一でより良いものになるのかというのが見えてこないのですが。
渡邊人権・生涯学習課長	委員のおっしゃるとおり、決して後退するものではありません。公民館でやっていた事業については、交流館の方でもしっかりと継承して実施していきたいと思います。

久保教育総務課長	補足をさせていただきます。金委員がおっしゃられたように、条例で定めた場合は、地方公共団体の長が教育に関する事務ができるということで、福山市においては、条例に定めている項目は、スポーツに関することと文化に関することのみです。社会教育については、市長部局で補助執行するようになっています。
金委員	法律上はできますよね。
久保教育総務課長	法律上は、条例で定めた分は地方公共団体の長が執行できると書かれています。福山市においては、条例の項目として、スポーツに関することと文化に関することになっています。
金委員	市長部局に補助執行させるとしても、点検評価というのはこれからもしていくのですか。
久保教育総務課長	社会教育については、引き続き教育委員会で管理していきますので、点検評価の中で、これまで同様に評価していくことになります。
横藤田委員	21ページの教育機関の廃止というのが、誤解を生みやすいものだと思います。公民館が教育機関だということだとすれば、交流館は何機関というのですか。
渡邊人権・生涯学習課長	交流館は、自治法上でいう公共施設というものになります。
横藤田委員	公共施設だけど今までとやることは変わらないということですか。
渡邊人権・生涯学習課長	実施する事業については、交流館とコミュニティセンター、ふれあいプラザといったものを踏襲、継承して複合的なまちづくりの拠点施設ということで考えていただければと思います。
横藤田委員	この教育機関の廃止という言葉がいますか。
佐藤管理部参与	公民館が教育機関であるということについてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の21条の中では、教育委員会の権限として、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することが第1号として掲げられています。その他の教育機関の中に公民館が含まれているということで、議案の題名を教育機関の廃止についてということで、慣例的にしています。
神原委員	教育機関の廃止とか公民館の廃止とすると、正確な言葉なのでしょうけれども、行政のことをよく知らない人からすると、公民館がなくなるというインパクトが強い表現になって、それが誤解を生みかねないのかなと思います。公民館の機能は交流館に引き継がれるから、利用者である市民からすると変わりはないということを、しっかり周知していただきたいなと思いました。
金委員	主管が教育委員会から市長部局に移すためには、廃止という言葉を使わないといけないのだと思いますが、今、神原委員が言われたように、廃止するけれども同じことをするのだということ、交流館に名前を統一してより効率的に社会教育と人権教育、地域の交流の促進を図っていくのだとい

	うことを広報する必要があると思います。
渡邊人権・生涯学習課長	御意見ありがとうございます。委員の皆さまがおっしゃられたように、市民への周知は実施していく予定です。
三好教育長	他にいかがですか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	ないようですので、お諮りします。 議第48号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	御異議ないようですので、議第48号は原案どおり可決しました。 それでは、次に、日程第3 議第49号 臨時代理の承認を求めることについて(議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出)を議題とします。 説明をお願いします。
久保教育総務課長	26ページをお願いします。 議第49号 臨時代理の承認を求めることについて、御説明します。 福山市教育長に対する事務委任等に関する規則の規定により、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、27ページの別紙のとおり臨時に代理したので、承認を求めるものです。議案は、お示しの2議案の教育委員会関係分であり、いずれも同意する旨を回答するものです。 8ページをお願いします。 1 令和4年度福山市一般会計補正予算(第7号)(教育委員会関係分)についてです。 まず、歳入の総額は1,208万円です。(1)の「国庫支出金」は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもので、補助対象事業費の1/2の1,028万円を計上するものです。次に(2)の「県支出金」は、こどもの安心・安全対策に係るもので、補助対象事業費の1/2の180万円を計上するものです。 続いて、歳出の総額は2,416万円です。(1)の「新型コロナウイルス感染症対策」は、新型コロナ第8波に対応し、学校長の判断による感染症対策に必要な衛生用品等の購入に係る予算として2,056万円を計上し、小・中・義務教育学校・高校に対し、規模に応じて1校当たり14万円～33万円を追加配分するものです。(2)のこどもの安心・安全対策は、国の補正予算に呼応するものです。想青学園などで運行している児童生徒の送迎用バスに対し、安全装置の設置を支援する予算として、1台当たり18万円、6校20台分、合計360万円を計上するものです。 補正予算の説明は、以上です。 続いて、29ページをお願いします。 2 福山市交流館条例の一部改正(教育委員会関係分)についてです。 1つ目は、福山市公民館条例の廃止です。 (1) 廃止の理由です。先ほどの教育機関の廃止の議案で説明したとおり、公民館などを2023年度から交流館に統一することに伴い、公民館条例を廃止するものです。(2) 施行期日は、2023年(令和5年)4月1日です。 2つめは、福山市図書館条例の一部改正です。

(1) 改正の理由です。先ほどと同じ理由で、公民館などを交流館に統一することに伴い、所要の改正を行うものです。(2) 改正の要旨は、図書館が連絡、協力する対象として規定している「公民館等」の文言を、「福山市交流館条例(平成30年条例第17号)に規定する交流館等」に改めるとともに、語句の整理を行うものです。(3) 施行期日は、2023年(令和5年)4月1日です。

以上が福山市交流館条例の一部改正についてです。

議第49号臨時代理の承認を求めることについての説明は以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

横藤田委員

こどもの安心・安全対策のスクールバス安全装置というのは、具体的にどのような装置なのでしょう。

亀山学事課長

まだ国から具体的な機器の内容については示されていませんが、例えば、児童生徒が全員降りた後に、ボタンを押してチェックするかどうか、誰かが残っていた時のための緊急ボタンであるかを考えております。

横藤田委員

今年、話題にもなった、子どもが置き去りにされないようにするためのものということですね。これは、小・中学校が対象ですか。

亀山学事課長

今、市内で、ジャンボタクシーを含むスクールバスを19台動かしています。次年度は、利用児童生徒数が増える見込みがありますので、20台の設置を予定しています。

横藤田委員

私立の幼稚園では予定していますか。

藤井管理部長

私立幼稚園の園バスなどについては、補助金という形で、市長部局のネウボラ推進部が同様の施策を推進します。

横藤田委員

教育委員会ではなくてネウボラ推進部の方でやるということですね。

三好教育長

他にいかがですか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、お諮りします。
議第49号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので、議第49号は原案どおり可決しました。
それでは、次に、日程第4 議第50号 福山市教育委員会事務局庶務規則の一部改正についてを議題とします。
説明をお願いします。

久保教育総務課長

30ページをお願いします。
議第50号 福山市教育委員会事務局庶務規則の一部改正について、御説明します。
改正の概要です。このたび、来年1月から全庁で文書管理システムが導

入されることに伴い、システムの文字数の制限により、指令文書の文書記号・番号の表記を見直すこととなったため、所要の改正を行うものです。

改正の要旨は、指令文書の文書記号・番号について、現行の「福山市教育委員会指令○第何号」を「福教指令○第何号」に改めるほか、規定の整理を行うものです。なお、○の部分は、担当課を表す文字、例えば教育総務課は「総」が入ります。

施行期日は2023年（令和5年）1月4日です。

説明は以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

全教育委員

（なし）

三好教育長

ないようですので、お諮りします。
議第50号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

（異議なし）

三好教育長

御異議ないようですので、議第50号は原案どおり可決しました。
それでは、次に、日程第5 議第51号 小学校及び中学校の通学区域の設定についてを議題とします。
説明をお願いします。

亀山学事課長

33ページをお願いします。
議第51号 小学校及び中学校の通学区域の設定について、御説明します。
水呑三新田都市区画整備事業に伴い、町名の変更が行われるため、通学区域を次のとおり設定します。
1 通学区域の設定について、（1）水呑小学校の通学区域は、次の区域をもって設定します。現在の通学区域は水呑町と水呑向丘です。ここに、水呑町三新田一丁目、水呑町三新田二丁目が加わります。
（2）向丘中学校の通学区域は、次の区域をもって設定します。現在の通学区域は水呑町と水呑向丘、田尻町になります。ここに水呑町三新田一丁目、水呑町三新田二丁目加わります。
（3）設定の時期です。備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業に係る土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日となります。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

全教育委員

（なし）

三好教育長

ないようですので、お諮りします。
議第51号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

（異議なし）

三好教育長

御異議ないようですので、議第51号は原案どおり可決しました。
それでは、次に、日程第6 議題52号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正についてを議題とします。

	説明をお願いします。
亀山学事課長	<p>34ページをお願いします。</p> <p>議第52号 福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について、御説明します。</p> <p>福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正については、別紙のとおりとします。</p> <p>改正理由は、水呑三新田土地区画整理事業に伴い、町名の変更が行われるため、所要の改正を行う必要があります。</p> <p>改正要旨についてです。1 町名変更後の小学校の通学区域を定めるもの。水呑小学校について、水呑町、水呑向丘に、水呑町三新田一丁目、水呑町三新田二丁目を加えます。2 町名変更後の中学校の通学区域を定めるもの。向丘中学校について、水呑町、水呑向丘、田尻町に、水呑三新田一丁目、水呑三新田二丁目を加えます。</p> <p>施行期日は、備後圏都市計画事業水呑三新田土地区画整理事業に係る土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日となります。</p>
三好教育長	御意見、御質問はありませんか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	<p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議第52号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。</p>
全教育委員	(異議なし)
三好教育長	<p>御異議ないようですので、議第52号は原案どおり可決しました。</p> <p>それでは、次に、日程第7 議題53号 福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則の一部改正についてを議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
亀山学事課長	<p>37ページをお願いします。</p> <p>議第53号 福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則の一部改正について、御説明します。</p> <p>福山市青少年修学応援奨学金条例施行規則の一部改正については、別紙のとおりとします。</p> <p>改正理由についてです。福山市青少年修学応援奨学金の貸与者の多くが日本学生支援機構の入学金及び授業料の減免又は免除となる制度を利用しています。本奨学金の入学準備金の支出報告には、日本学生支援機構の減免又は免除の決定通知書の添付が必要となりますが、通知書が奨学生へ送付される時期が7～8月頃であるため、本奨学金の入学準備金の支出報告期日等を改正する必要があります。</p> <p>改正要旨についてです。1つ目は、福山市青少年修学応援奨学金条例第9条第1項の規則で定める入学の際に必要なものとして現に支出した額の報告期日について、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた翌年度の6月15日から11月末日に変更するものです。</p> <p>2つ目は、福山市青少年修学応援奨学金条例第9条第3項の規則で定める返還額決定通知書の通知時期について、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の6月末日までを12月末日までに変更するものです。</p>

3つ目は、福山市青少年修学応援奨学金条例第9条第4項の規則で定める返還額の返還期日について、入学準備金奨学生が決定通知書を受けた年度の翌年度の7月末日から1月15日に変更するものです。

施行期日は、2023年（令和5年）4月1日です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

神原委員

奨学金の入学準備金の支出報告に、日本学生支援機構の減免の決定通知書の添付を求めている理由を教えてください。

亀山学事課長

入学準備金が最大80万円で、一旦、奨学生に全額貸与します。そのうち、入学金や前期の授業料、一人暮らしの家賃など学生生活を送るために必要なものについて、全て領収書を出していただいて、使った金額を提示してもらいます。例えば、それが60万円だった場合、20万円を返還してもらおうという流れになっています。奨学生は、4月の段階で、一旦、授業料や入学金を納める必要があるため、貸与した金額を使って入学金を払っています。ただ、日本学生支援機構が6月～7月に減免又は免除を決定しますので、奨学生からすると払った分を日本学生支援機構からお金が入ってくるようになります。それを防ぐため、お金の出入りが全て終わった後に報告してもらおうということで、期限を延長しています。

神原委員

ネットで調べると、2020年度募集が最初に出てくるので、年度を2023年度に直していただければと思います。

亀山学事課長

福山市のホームページではまだ2023年度分が出ていないため、ネットで検索すると過去のもが出てきている状況だと思っておりますので、それも含めて気をつけていきます。

三好教育長

他にいかがですか。

全教育委員

（なし）

三好教育長

ないようですので、お諮りします。
議第53号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

（異議なし）

三好教育長

御異議ないようですので、議第53号は原案どおり可決しました。
それでは、これより秘密会とします。
傍聴人は退席してください。

（傍聴人 退席）

予定しておりました議案は全て審議いたしました。他に何か、ありませんでしょうか。

全教育委員

（なし）

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後3時00分】